

## 【2021年版通関士試験合格ハンドブック】

本テキストにつき、下記のような誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。

### 2021年2月25日更新分

| ページ | 該当箇所           | 誤  | 正   |
|-----|----------------|--|---|
| 254 | 上から13行目        | 納付された金額は、まず、<br><b>延滞税</b> に充てられる  | 納付された金額は、まず、<br><b>本税(関税)</b> に充てられる  |
| 297 | 上から13行目        | <b>税関長</b> は、関税等不服審査会に<br>諮問することを要しない  | <b>財務大臣</b> は、関税等不服審査会に<br>諮問することを要しない  |
| 581 | 上から<br>13～14行目 | 豚肉の含有量が、20% <b>未満</b> であるので、<br>第16類の肉の調製品には、分類されない。もし、20% <b>以上</b> であれば、肉の調製品<br>に分類される。 | 豚肉の含有量が、20% <b>以下</b> であるので、<br>第16類の肉の調製品には、分類されない。もし、20% <b>超</b> であれば、肉の調製品に<br>分類される。 |

### 2021年3月15日更新分

| ページ | 該当箇所    | 誤  | 正                                       |
|-----|---------|--|---|
| 586 | 上から16行目 | 「ガラスセラミック製又は鉛ガラス製以外の<br><b>ガラス製コップ</b> 」 | 「ガラスセラミック製又は鉛ガラス製以外の<br><b>脚付きグラス</b> 」 |
| 587 | 上から5行目  | ◎コップ類                                    | ◎脚付きグラス類                                |

### 2021年4月16日更新分

| ページ | 該当箇所    | 誤                 | 正                         |
|-----|---------|-------------------|---------------------------|
| 44  | 上から15行目 | 直接運送品又は(1)に該当する貨物 | 直接運送品又は <b>ア)</b> に該当する貨物 |

### 2021年4月26日更新分

| ページ | 該当箇所         | 誤                          | 正                                   |
|-----|--------------|----------------------------|-------------------------------------|
| 275 | ※印上から<br>4行目 | 予知されたものである場合に<br>課されたものを除く | 予知されたもので <b>ない</b> 場合に<br>課されたものを除く |

### 2021年6月4日更新分

| ページ | 該当箇所   | 誤               | 正              |
|-----|--------|-----------------|----------------|
| 41  | 上から9行目 | インボ <b>イン</b> ス | インボ <b>イ</b> ス |

2021年7月27日更新分

| ページ | 該当箇所        | 誤   | 正   |
|-----|-------------|---|---|
| 583 | 上から13行<br>目 | 「提示の際に…あるもの」とは、 <b>簡単な</b> 組み立て又は操作のみを伴うもので、たとえば、 <b>簡単な</b> 締め付け具(ボルト、ナット、ねじ)又は… | 「提示の際に…あるもの」とは、組み立て又は操作のみを伴うもので、たとえば、締め付け具(ボルト、ナット、ねじ)又は…             |
| 583 | 上から16行<br>目 | …完成品になるものをいう。また、「提示の際」とは、輸入申告の際のことをさす。  | …完成品になるものをいう。 <b>この場合、組み立て方法の複雑さは考慮しない。</b> また、「提示の際」とは、輸入申告の際のことをさす。 |

2021年8月3日更新分

| ページ | 該当箇所            | 誤                           | 正   |
|-----|-----------------|-----------------------------|---|
| 150 | 輸入してはならない貨物一覧内㊟ | ㊟公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品 | ㊟公安又は風俗を害すべき書籍、図画、彫刻物その他の物品<br>※㊟は保税地域に置くことができない貨物及び保税運送を行うことができない貨物には、 <u>該当しません</u> 。<br>そのため、㊟は㊟ではなく○での表記に訂正をお願いします。 |